

# 社団法人東京都リサイクル事業協会 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人東京都リサイクル事業協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都台東区三筋2丁目3番9号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、都内の再生資源リサイクルの円滑化を図るため、再生資源等についての調査研究、普及、研修・指導等の事業を行い、もって循環型社会の形成に努め都民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 再生資源リサイクルに関する調査研究及び情報交換事業
- (2) 再生資源リサイクルに関する研修事業
- (3) 再生資源リサイクル事業を行う者に対する相談指導事業
- (4) 再生資源リサイクルを円滑に行うための普及事業
- (5) 機関誌の発行事業
- (6) 顕彰及び表彰に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 東京都内を事業範囲とし再生資源取扱を主たる事業とする法人格を有する団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 協賛会員 法人または個人で、この法人の目的に賛同して入会したもの。

(入会)

第6条 正会員または協賛会員になろうとするもの者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の議決を経なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び協賛会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 団体が解散したとき。

(2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、その会員を除名することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、次の役付理事を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人以上4人以内

(3) 常務理事 5人以上7人以内

3 理事のうち専務理事を1人置くことができる。

(選任)

第12条 理事及び監事は総会において選任する。

2 会長・副会長・専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者の数は、それぞれ理事現在数の3分

の1を超えてはならない。また同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

#### (職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときにはその職務を行う。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐して、常務を統括する。
- 4 常務理事は、常務を運営し処理する。
- 5 理事は総会に附議する事項を審議し、総会から委任された事項を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し業務の執行を決定する。
- 7 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求又は招集すること。

#### (任期)

第14条 役員任期は2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第16条 役員には、総会で決めた限度内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁済することができる。

## 第4章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第17条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問・相談役の任期については、第14条第1項の規定を準用する。

## 第5章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 定時総会は、毎年度開始前及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上の正会員から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

(3) 監事が第13条第7項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から25日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第24条 会議は、総会においては正会員総数及び理事会においては構成員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。
- 2 理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員総数又は理事現在数
  - (3) 会議に出席した正会員又は理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

### (財産の構成)

第28条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
  - ア 会費
  - イ 寄附金品
  - ウ 事業に伴う収入
  - エ 財産から生ずる収入
  - オ その他の収入

### (財産の管理)

第29条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

- 2 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び収支決算)

第33条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、2箇月以内に事業報告書、収支計算書及び財務諸表を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

### (長期借入金)

第34条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、東京都知事に届出なければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の許可を得て解散する。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、東京都知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附する。

## 第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第39条 職員の任免は、会長が行う。

## 第9章 雑則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、東京都知事の許可のあった日（平成18年3月1日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 5 この定款は、東京都知事の認可のあった日（平成21年2月24日）から施行する。